

海外研修企画・引率者のための ガイドライン

企画編

愛媛大学国際連携推進機構

Institute for International Relations, Ehime University



はじめに

近年、愛媛大学でも学生の海外研修・海外留学が活発に行なわれています。

しかし、非常時の対応を考慮しないまま企画・運営されるケースも多いようです。

危機管理体制がないままでの団体研修・留学は、事故発生時、往々にして企画・引率教員にきわめて大きな負担を強いることとなります。精神的負担のみならず、数百万円単位での負担を強いられる可能性も決して否定できません。

このガイドラインは、団体研修・留学の企画者／引率者が責任を負うべき範囲を明確化・限定化し、システマティックな対応を取れるようにするためのものです。

ご一読いただければ幸いです。

企画編 目次

1. 研修・留学の法的規定と責任の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 「保険」のすすめと旅行業者の選定	・ ・ ・ ・ ・ 2
3. 緊急連絡体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 2
4. オリエンテーションの徹底	・ ・ ・ ・ ・ 3
参考：「受注型企画旅行」の実施例	・ ・ ・ ・ ・ 4

1. 研修・留学の法的規定と責任の範囲

海外研修・留学に関する法的な規定は「旅行業法」しかありません。旅行業法では、旅行の種別を「手配旅行」「受注型企画旅行」「募集型企画旅行」の3種に大別しています。それぞれの特徴は、

● **手配旅行**：大学(または企画・引率者)が全責任を負う。

旅行会社は、チケットを「手配」し、販売するだけです。欠航・遅延を含め、対応・責任は全て購入側が負います

● **受注型企画旅行**：

「社員旅行」を想定してください。発注者の依頼を受けて旅行会社が計画を立て、実行します。募集対象は特定のメンバー(学生など)に限られ、対応・責任は発注者(大学側)と旅行会社とで分担します。

● **募集型企画旅行**：旅行会社が全責任を負う。

いわゆる「バックツアー」を想定してください。不特定多数を対象に募集し、全ての対応・責任は、第一義的には旅行会社が負います(道義的責任・説明責任は大学も負います)。

理想は「募集型企画旅行」です。しかし、このタイプは「不特定多数」が対象であり、また、愛媛大学における海外研修・留学内容は、多くが渡航先大学等との直接折衝によって決定されていることを考慮すると、現実的ではありません。実際には「受注型企画旅行」を選択することになります。

「手配旅行」は最悪の選択枝です。旅行会社はチケットを「売るだけ」で、全ての責任は大学、あるいは企画・引率者にかかってきます。たとえ「手配旅行」に保険をかけたとしても、カバーされる範囲は限定的です。また、遅延・欠航等にも対応してくれません。

	手配旅行			募集型/受注型 企画旅行		
	学校	旅行会社	保険会社	学校	旅行会社	保険会社
社会的・法的に対応が要求される団体						
緊急事故に遭遇						
交通事故(航空機、バス、列車等)	★		(★)	★	★	(★)
火災、テロ	★		(★)	★	★	(★)
事件(殺傷、行方不明、盗難)	★		(★)	★	★	(★)
怪我、疾病(重病入院)	★		(★)	★	★	(★)
事故対応						
対策本部設置	★			★	★	
家族への対応(連絡、現地派遣手配)	★		(★)	★	★	
官庁への対応(報告、連絡)	★				★	
マスコミ対応	★			★	★	
保険会社との折衝	★		(★)	★	★	★
必要経費の捻出						
被害者を搬送	★		(★)		★	
家族、スタッフの現地派遣	★		(★)	★	★	★
法律上の責任						
債務不履行による損害賠償	★			★	★	
不法行為による損害賠償	★			★	★	
旅行業違反の可能性	★			★	★	
道義上の責任						
特別補償金	★		(★)	★	★	(★)

JCSOS(海外留学安全対策協議会)HP より。

http://www.jcsos.org/support_a.html

2. 「保険」のすすめと旅行業者の選定

海外研修の際、課題になるのが受入機関滞在中の事故等への対応です。民間の留学斡旋機関では、受入機関との間で詳細な条件を定めた契約書を交わすのが一般化しつつあります。しかし、愛媛大学で行なわれている留学・研修の場合、期間が比較的短い点、受入機関との直接折衝で企画・運営されるケースが多い点などを考えると、単純に一般化するわけにはいきません。

受入機関側のサポート如何に関わらず、いずれにせよ旅行保険への加入は必須です。個人加入の「旅行傷害保険」はもちろんですが、もう一つ、研修全体に保険を掛ける必要があります。

前節で記したとおり、海外研修のもっとも現実的な解は「受注型企画旅行」です。この「受注型企画旅行」の場合、旅行業者は以下の責任を負います。

- ・「旅程管理責任」：旅程に関するサービスの確実な提供、不可抗力による旅程変更時の対処責任
- ・「旅程保証責任」：オーバリーブッキング等への対応努力、金銭的保障
- ・「特別保証責任」：死傷・携帯品損害に対する金銭的保障。

緊急事故発生時の対処まではカバーしないことに注意してください。もちろん旅行業者に一定の責任は生じますが、極論すれば金銭保障のみなのです。そこで旅行業者のサポート体制が問題になってきます。また、個人加入の「海外旅行保険」は、通常、個人対保険会社の契約であり、緊急事故発生時も、直接保険会社と折衝しなければなりません。このため対応窓口が多元化し、処理が複雑化してしまいます。そこで、以下をお勧めします。

- ①旅行企画そのものへの「旅行事故対策費用保険」の加入を確認する。
- ②参加者個々人が加入する「海外旅行傷害保険」の加入先を統一する。

これらによって、「対応窓口」を旅行業者に一元化することができます。企画引率者にとって、小さなトラブルから、大は緊急事故発生時のサポートまで、一元的に対応を依頼できるのはきわめて大きなメリットです。

なお、この2つは、普通、「受注型企画旅行」の契約条件として旅行業者が求めてきます。また、①は通常、旅行業者－保険会社間で結ばれます(保険料は旅行費用の一部として請求されます)。緊急事故に対応してくれる業者なら、よほどの大手を除き、この保険に加入しているはずですが、したがって「受注型企画旅行」である限り、一言、確認しておくだけで大丈夫です。逆に、「受注型企画旅行」であるにもかかわらず「旅行事故対策費用保険」について触れない業者には注意しましょう。

関連して、24 時間日本語対応の「対応窓口」がある旅行業者を選びましょう。大学生協なども対応窓口を用意しています。

3. 緊急連絡体制の整備

緊急連絡体制を整備しておきましょう。最低でも、引率者－旅行会社－愛媛大側担当者間での連絡体制は確認しておきましょう。現地の事情にもよりますが、理想は 24 時間、相互に連絡可能な体制です。この際、特に問題なのが現地の通信事情です。引率者は携帯電話のレンタルなども検討してください。不可能な場合、定時連絡を行なうというのも良いでしょう。また、在外公館(大使館／領事館)の連絡先もチェックしておきましょう。一般に、日本語／現地語双方が通じ、しかも時差がありません。なお、参加学生には、現地での緊急連絡先／日本への緊急連絡先を伝えておく必要もあります。

これは次節で改めて述べます。

4. オリエンテーションの徹底

オリエンテーションの重要性は、いくら強調してもしすぎることはありません。十分なオリエンテーションを行なうことで、学生がトラブルに巻き込まれる可能性を低減できますし、それは企画・引率者の負担軽減にもつながります。愛媛大学の場合、海外旅行の経験がない学生も多いため、なおさらです。

目的・期間によっても変わりますが、最低限、以下の事項はオリエンテーションで周知しましょう。
「海外渡航安全ガイド」および「海外渡航安全管理マニュアル」も参考にしてください。

また、台風等、出発延期(渡航延期)が予想される場合の対応・連絡方法も説明しておきましょう。

・ **海外旅行の一般的注意点**：旅行ガイドブックなどの記載事項が参考になります。

・ 現地情報

- ・ 一般的情報(人口、言語、気候等)
 - * 日本語/英語がどの程度通じるか、も確認しましょう。
- ・ 治安、流行病等の情報
- ・ マナー/ルール、特に「タブー」について。
 - * 現地の習慣を知ることは、トラブル回避の重要なポイントです。
- ・ 簡単な「現地語」あるいは「英語」講座(挨拶、緊急時の表現等)

以上の情報は、例えば下記からも入手できます。

- ・ 外務省のホームページ

海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

各国別安全マニュアル(やや古い場合もあります)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/index.html>

- ・ 各国の「観光公社」等

日本語で情報を提供するホームページも増えています。

・ 緊急時の連絡先

- ・ 現地

受入機関(担当者)／宿舎

引率者

在外公館(日本大使館／領事館等)

(警察・病院・消防等)

- ・ 日本

愛媛大学側担当者

指導教員等

旅行会社／保険会社(24時間日本語対応サポートデスク等)

オリエンテーションのとき、これらを参加者に調べさせる／記入させる、というのも一法です。

参考：「受注型企画旅行」による研修実施例

1. 一般情報

「韓国文化研修」(国際連携推進機構・法文学部)

研修期間：約2週間。このほか、事前研修を3回行った。

研修先：韓瑞大学校(本学交流協定締結校)

企画運営：池准教授(法文)・村上准教授(国際教育支援センター)で共同企画・運営。

参加者：本学学生。1,2回生中心。年度によって変動するが、数名～10数名。

未成年者、および「海外旅行がはじめて」という学生が多い点が特徴である。

引率者：あり(企画運営者が隔年で務め、日本に残る側はバックアップを担当する。この年は村上准教授が引率した)。

2. 旅行業者の選定

- ・ 松山ーソウル便は価格に大差ない。
 - ・ 日程・人数変更の可能性があったため、柔軟に対応可能であること。
 - ・ 24時間日本語サポートデスクがあること。
 - ・ 店舗が学内にあり、参加学生にとって至便であること。
- 等々を考慮し、大学生協を選択した。

3. 契約

「受注型企画旅行」の場合、発注者(大学＝企画引率者)と受注者(旅行業者)間で契約を結ぶ。本例の場合、それぞれが責任を持つ範囲を

「渡航」に関する全部分(航空券手配等)＝旅行業者

「研修」に関する部分(宿舍手配、研修内容等)＝企画引率者

とし、契約を結んだ。なお、宿舍は研修先大学が提供してくれたため、このようになっている。これは一般的な分担範囲でもある。

4. 保険

「研修」に関する部分も保険でカバーされるよう、「旅行事故対策費用保険」の加入を求めた。これは旅行業者－保険会社間で締結され、保険料は旅行代金の一部として請求される(巻末参照)。費用は期間／訪問国(国情リスク)によって変動する。

なお、この保険(および旅行特別保障保険)は、通常、参加者個々の過失による負傷・疾病等はカバーしない。また、「7日以上入院」などの付帯条件が付く。よって参加学生には「海外旅行傷害保険」等の個人加入を必須とした。また、旅行業者より保険会社の一元化を求められ、上記保険と同一の保険会社に参加するよう強く指導した。

5. 費用徴収

企画・運営者が渡航費用を徴収した場合、旅行業法に抵触する恐れがある。ゆえに、企画・運営者は「研修」に関する費用のみを集め、「渡航」に関する費用は参加者各人が大学生協にて支払うことにした。また、費用支払い時に「海外旅行傷害保険」等への加入手続きも行なうよう指導した。結果

として企画・運営者の業務量が減少した。

6. 緊急時連絡体制の構築

引率教員・旅行者・愛媛大学(機構事務)間の連絡網を一覧表にまとめ、緊急時の相互連絡が速やかに取れるようにした。この一覧表には在外公館(大使館/領事館)の連絡先および受入機関(担当者)の連絡先も記載した。また、引率教員は携帯電話をレンタルし、24時間直通・日本語での意思疎通が可能な体制を整えた。

参加学生には、現地での緊急連絡先(引率教員・受入機関・在外公館)および日本への緊急連絡先(大学生協、愛媛大学)を周知するとともに、国内・国際電話のかけ方も指導した。同時に、父母にも「国際電話のかけ方」および「緊急連絡先」を伝えるよう指導した。

7. 「参加同意書」

2006年度までは、参加者には「参加同意書」の提出を求めた。これはパスポート番号・父母等の連絡先など、緊急事態発生時の対応に必要な情報を得ると同時に、参加者の自覚を促すためである(付言すれば、このような「誓約」は法的にはあまり価値を持たない)。

この「同意書」およびパスポートのコピー、個人加入保険証書のコピーを計3部作成し、引率教員・国際連携課・池准教授がそれぞれ保管した(旅行者は、旅行申込・保険加入の際に同様の情報を得ている)。

2007年夏以降は、この「同意書」に代わり「海外渡航届」を用いている。(『海外渡航安全管理マニュアル』参照)

8. 事前研修

事前研修は3回行い、以下を指導した。

- ・海外渡航に関する一般的事項(持ち物等)
- ・渡航先(韓国)に関する一般的事項
- ・渡航先(韓国)での簡単な会話講座、文化・社会講座。

もちろん、上記「緊急連絡先」は徹底して周知した。

また、渡航先に関する概説書の紹介に加え、「旅行ガイドブック」を1冊読んでおくことも強く勧めた。その他、台風襲来等、渡航延期時の連絡方法などについても伝達した。

(資料：旅行業者がカバーする範囲：大学生協の場合)

旅行特別補償保険

旅行事故対策費用保険

生協が、大学留学の航空券等を「受注型企画旅行」として取り扱うことにより生じる旅行業法上の旅行業者責任リスクに対応した2つの保険に加入します。

航空券等を「受注型企画旅行」として、取り扱うことに伴う大学生協（旅行業者）の3つの責任	特別補償責任	旅行特別補償保険 旅行業約款の基づく特別補償(死亡補償・後遺障害・入院見舞費用・通院見舞費用保険金・携行品損害補償)として、生協(旅行業者)が旅行者(組員)に補償金・見舞金を支払う場合に、 <u>相当の保険金が生協(旅行業者)に支払われる保険</u> です。
	旅程管理責任	CO・OPデスク 旅先での緊急事態などで「困った時に、ご利用いただける」大学生協専用のデスクです。世界各地から、365日24時間、東京ヘプリーダイヤル(またはコレクトコール)していただけます。 旅行者(組員)の旅行程中の事故・病気等のために、生協(旅行業者)や大学などが各種費用(現地派遣費用・ランドオペレーター費用・通信連絡費用・傷者移送費用・遺体移送費用等)の支出を余儀なくされる場合に、その費用損害に対して保険金が支払われる保険です。(旅行業約款とは直接、関係ありません。)
	旅程保証責任	※「CO・OPデスク(実質的な旅程管理)」+「旅行事故対策費用保険への加入(旅程管理に伴うコスト負担+緊急時における大学関係者の渡航費用をカバー)」で、旅程管理リスクを総合的にカバーできる仕組みを設計しています。 旅行業約款に基づく「変更補償金」の支払い